

国保中央病院でマイナンバーカードの 健康保険証利用を開始します

マイナンバーカードの普及と利活用を促進するため、国において医療機関窓口でのマイナンバーカードを利用した健康保険の「オンライン資格確認」の本格運用が開始します。

当院においても患者サービス向上等を目的としてマイナンバーカードの健康保険証利用の対応を開始しますのでお知らせします。

1. 患者さまの主なメリット

- ① 転職や引っ越し等で保険者の変更があっても、新たな健康保険証の発行を待たずに受診が可能となります。
- ② 入院診療費等で、高額療養費制度を利用するための限度額適応認定証等の持参が不要となります。
- ③ マイナンバーカードを用いて、薬剤情報、特定検診情報、医療費通知情報を閲覧することができます。

2. 開始日

令和3年11月1日

(参考) 顔認証付きカードリーダー イメージ図 アルメックス社 HP より



マイナンバーカードの読取



顔認証

※マイナンバーカードを健康保険証の代わりに利用するには、あらかじめ患者さまは「マイナポータル」のホームページにて健康保険証利用の申込手続きが必要です。